改正後	改正前
（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［略］ 2　出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　入国者収容所等の実地監査に関すること。 三　入国者収容所等に収容中の者の不服及び苦情の処理に関すること。 四　［略］ ［3～5　略］ （難民認定室） **第二十九条**　［略］ 2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項の規定による在留の許可、同条第四項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可及び同法第六十一条の二の五第一項の規定による在留資格の取得の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。 ［三・四　略］ 3　［略］	（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［同上］ 2　出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　［同上］ ［3～5　同上］ （難民認定室） **第二十九条**　［同上］ 2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による在留の許可、同条第五項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。 ［三・四　同上］ 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

○法務省令第三十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　被収容者の仮放免に関すること。 九　保証金に関すること。 十・十一　［略］ （首席入国警備官の職務） **第七条**　入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号、第二号及び第七号から第十二号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官にあっては、第十一号を除く。）に掲げる事務を、処遇担当の首席入国警備官は第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ 九　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民及び補完的保護対象者に関する資料の収集に関すること。 ［十～十二　略］	（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　被収容者の仮放免及び保証金に関すること。 ［号を加える。］ 九・十　［同上］ （首席入国警備官の職務） **第七条**　入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号、第二号及び第七号から第十二号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官にあっては、第十一号を除く。）に掲げる事務を、処遇担当の首席入国警備官は第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ 九　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関すること。 ［十～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。